

〈ライフサポートセンター〉

# ながの労福協

vol. 306

2018年  
1月1日号

お役立ち情報

## 子の未婚は 親の責任？

結婚相手紹介サービスの  
トラブルについて

新年のご挨拶

連帯・協同で安心・共生の福祉  
社会をつくらう

長野県労働者福祉協議会

理事長 中山 千弘

連載  
シリーズ

地区労福協活動ニュース  
あの店、この店、どんな店

長野地区労福協

小諸市 和食処 みよし



(みくちゃん)

## 2018年 年頭のご挨拶

# 「連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくろう」

将来不安に満ちた現状で労福協は誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します!!

一般社団法人長野県労働者福祉協議会 理事長 中山 千弘

あけましておめでとうございます。

新春にあたり、皆様今年一年のご健勝ご活躍を心からご祈念申し上げます。

冒頭、この機関紙「ながの労福協」が昭和36年初刊発行以来、本号で306号を迎える事が出来ました。皆様のご愛読に心から感謝申し上げます。この間、編集委員会を中心に構成の見直しをさせて頂き、心機一転、新たに今月号より新構成にて発行させて頂きました。今後とも多くの皆様のご愛読とご意見を、お寄せいただきます事を心からお願い申し上げます。

さて東日本大震災・長野県北部地震から7年目、また2014年の県内大雪・南木曾土石流・御嶽山噴火・神城断層地震などの自然災害から4年目となります。一昨年は熊本・鳥取地震、豪雨災害、昨年は6月の木曾地震や九州北部豪雨など自然災害が止まりません。私たちは、県民全員で「絆・きずな」のひろがりを意識し被災地の皆様に寄り添った復興・再生に向けた活動を進めていきましょう。更に自然災害への備えと被災予防活動をしっかり実践していきましょう。

私達、勤労者を取り巻く環境ですが、経済第一主義の安倍政権が続いて6年目です。子供食堂が当たり前となり、働く者の半数に近づきつつある不安定雇用の非正規社員増加など格差が拡大し貧

困が固定化しています。更にアメリカやヨーロッパの様に社会的な分断も懸念されています。職場ではカードローン破産が13年ぶりに前年を上回り、働く者の4人に1人が200万円以下の年収で生活せざるを得ない状況です。過労死・過労自殺も年間合計約200人と長時間労働は改善されていません。生活を直撃する消費税増税も来年に迫っている中で政府は、生活保護受給者や母子加算の支給基準を下げようとしています。(生活保護受給者の半数が65歳以上の高齢者という実態)まさに生活者尊重より経済優先の状況が続く中で、すべての年代・家庭で生活不安・将来不安が蔓延している状況です。この厳しい現実の中で長野県労働者福祉協議会は法人として7年目を向かえます。私達は、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会の実現」を掲げ、「頑張った人が報われる。将来、誰もが安心して暮らせる社会」の実現を目指し活動を進めます。あたりまえに働き普通に暮らせる社会を創ろうではありませんか、子供たちや未組織労働者を含め全ての働く者、そして高齢者の幸せの為、「労福協生活あんしんネットワーク」の具体的実現を目指します。共に頑張りましょう。本年もよろしくお祈りいたします。



中央労福協は「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」の実現をめざして活動を行うとともに、2019年の設立70周年に向けて新たなビジョンづくりにも取り組めます。引き続き皆さまのご支援をお願いいたします。

格差と貧困が拡大する中、一部の層だけが富を享受し社会の分断を推し進めるのか、それとも国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」が提唱するように「誰ひとり取り残さない」包摂的な社会をめざすのか、私たちは大きな岐路に立っています。労働組合と協同組合が力をあわせ、社会的セーフティネットを強化し、共助の輪を地域に広げていきましょう!

をさらに大きくし、給付型奨学金や無利子奨学金の拡充をはじめ、返済者の負担軽減や救済策の拡充、学費を含めた教育費負担の軽減につなげていきましょう。内外ともに不透明さが増し、世界的に格差と貧困が拡大する中、一部の層だけが富を享受し社会の分断を推し進めるのか、それとも国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」が提唱するように「誰ひとり取り残さない」包摂的な社会をめざすのか、私たちは大きな岐路に立っています。労働組合と協同組合が力をあわせ、社会的セーフティネットを強化し、共助の輪を地域に広げていきましょう!



労働者福祉中央協議会  
会長 神津 里季生

2018年 年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

昨年創設された給付型奨学金制度が創設されるなど、大きな前進がありました。今後とも運動

# 皆様にとってよい一年になりますように

## 県労協構成団体代表者からの年頭の辞



連合長野 会長  
中山 千弘

新年おめでとうございます。皆様の今年一年のご健勝ご活躍をご祈念申し上げます。現在、我々勤労者の生活は過去5年間に渡る経済第一主義政権の影響で格差が拡大し貧困が固定化し社会的分断が生まれつつあります。私達、連合長野は「働く事を軸とする安心社会実現」に向けて人が中心の社会実現に向け1年間頑張ります。



県労組会議 共同代表  
村山 智彦

2018年、新しい年をご家族おそろいでお迎えになられたこと、心からお慶び申し上げます。  
長野県平和・人権・環境労働組合会議は、国民の幸福追求の思いにしっかりと寄り添える政治をめざして、取り組みを進めてまいります。現憲法を軽々な扱いをさせないことに全力を挙げたいと思います。  
組合員の皆様には今年もご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。



県労連 議長  
細尾 俊彦

あけましておめでとうございます。  
通常国会で、安倍「働き方改革」の関連法案の上程と、憲法9条改憲の発議がされる見込みです。働くものの生活と権利の向上や、国民の安心・安全な暮らしにとって、重大な影響をもたらすことは言うまでもありません。県内の働く皆さんの総結集で廃案・阻止に追い込もうではありませんか。



長野県労働金庫 理事長  
高橋 精一

新年あけましておめでとうございます。  
平素より長野県労働金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
ろうきんは、はたらくみなさまとそのご家族の生活に寄り添い、幸せなライフプランの実現のためのお手伝いを精一杯続けてまいります。  
本年も変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



全労済 長野推進本部 本部長  
関 政人

新年明けましておめでとうございます。  
昨年、長野労済(全労済長野推進本部)は、創立60周年を迎えることができました。共に歩んでいただいた、多くの皆様に心より感謝申し上げます。  
全労済は「みんなですけあい、豊かである社会づくり」の理念を実現するため、共済事業を軸に、組合員・生活者への「お役立ち」発想と、ともに歩む労働組合や全労済の理念を共有できる組織・団体との「共創」活動で、全労済に関わる人々の共感・参加の輪を広げ、社会のセーフティネットづくりをすすめていきます。  
今年も変わらぬご支援ご協力をお願いすると同時に、組合員皆様のご多幸をお祈り申し上げます。



長野県生協連 会長  
上田 均

年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。消費税増税、将来の社会保障制度への不安、少子高齢化を背景とした社会構造の変容など、暮らしの不安は増す一方です。暮らしと地域を支える一員として、長野県生協連はその役割を果たしてまいります。  
この1年が皆様にとって実り多い年になりますようお祈り申し上げます。



住宅生協 専務理事  
浅田 道憲

2018年明けましておめでとうございます。  
昨年も皆様には優良分譲地のご購入や、住みよいマイホーム実現のためにリフォームのご用命をいただき心より御礼申し上げます。  
私達、住宅生協は組合員や勤労者の住まいのエキスパートとしてより良い住環境の向上に本年も邁進してまいります。



県勤労協 会長  
三井 正二

明けましておめでとうございます。  
昨年は県勤労協に対し大変なご支援、ご協力を頂き心から感謝申し上げます。  
安倍政権下では年を追うごとに平和、民主主義の危機感が強まり、生活困窮者も増え将来不安がつのるばかりで何としても政権転換をはかっていかねばなりません。  
政治は自分たちの福祉、生活を守るためにあるもの、労協の仲間のみなさんと力を合わせ頑張っていきたいと思っております。今年もよろしくお願い致します。



県退職者連合 会長  
石川 亘

私たちは「行動する退職者連合」をキャッチフレーズに労協・連合長野と手を携えて前進して行きます。その為、中央、地方で高齢者の要求を組織し、国ならびに地方自治体に対する要請を行なって参ります。  
私たちの社会的影響力を高める為、組織を拡大し、安心できる平和な社会を築く為頑張ります。  
今年もよろしくお願い申し上げます。

# 県政要請

## 県労福協 県に7項目の要請書を提出

11月8日(水)県庁において、2017年度県労福協県政要請を行い、生活困窮者自立支援制度の充実や、消費者教育の推進強化など7項目の要請書を提出しました。冒頭中山理事長から「誰にも居場所と出番がある長野県を発展させてほしい」と挨拶し、知事は「安心して暮らせる県づくりに努力していく」と述べました。生活困窮者自立支援制度については、生活保護の相談者を遠ざけないよう指導することや、包括的な支援態勢が取れるよう県がリーダーシップを発揮することを要請。消費者被害防止に向けて、学校現場での教育や消費センターの充実を求めました。また、県の各部局とも要請項目について話し合いを行い、より安心・安全な県民生活を目指し意見交換を行いました。



# みらい・あんしん学校

## はたらく人の「みらい・あんしん」学校 in 松本 開催

11月25日(土)松本商工会館において、はたらく人の「みらい・あんしん」学校を開催いたしました。

昨年からセミナー形式に変更し、今年が2回目となります。はたらく人の生活向上を目指し、個別セミナーを6会場で行い、その後全体セミナーを行いました。全体セミナーは昨年に引き続いて松山三四六さんをお招きし、「輝いて生きるための言霊」と題して、講演をしていただきました。三四六さんご自身の経験や人とのつながりを軸に、仕事や家庭について、また様々な言葉が持つ意味とその本質などについてお話をいただき、多くの方から大変有意義だった、との感想をいただきました。最後に松山三四六さんといっしょに全体写真を撮って閉会となりました。



# ヤングリーダー塾

2017年12月9日(金)長野市「ホテル国際21」においてヤングリーダー塾(第3回労働者自主福祉シンポジウム)を開催しました。当日は各構成組織より総勢74名の参加があり、第1部として労働者福祉中央協議会アドバイザーの高橋均氏より「歴史から学ぶ 労働運動・労働者自主福祉運動の理念と課題」をテーマに講演をいただきました。第2部ではグループワークとして、用意された設問についてミーティングを行い、導き出されたグループの結論を発表しました。設問は「なぜ、労働組合が必要なの?」や「なぜライバル社同士が集まって産別組織をつくるのか?」等、シンポジウム開催の趣旨である「時代を担う労働組合若手リーダーを対象とし、労働運動・労働者自主福祉運動・労福協・労働者自主福祉事業団体の歴史・理念を学ぶこと」を目的とした内容とし、設問毎に高橋氏より講評をいただき、参加者全体で学び考える貴重な時間となりました。



# 地区 労福協

## 長野地区労福協の活動について



長野地区労福協の活動領域は県境の信濃町を含む長野地域と南は千曲市・坂城町を含めた更埴地域に及びます。特徴的な活動として新春交歓会、親子ふれあいバスツアー、良きパートナーを探そう、車椅子貸出し事業を行っています。

今回は特に長野地区だけの活動であります「良きパートナーを探そう」について紹介いたします。

この事業は過去に長野市の農業委員会主催で「農家にお嫁さんを～」との趣旨で始め、その後地区労福協が引き継ぎ32年続いている事業です。

現在では年3回開催し、昨年1年間で男・女合計258名からの申込みがあり、抽選により同じく合計178名が参加しました。

参加者の募集は、長野市報と長野市・更埴勤労

者共済会報への記事掲載と労福協ニュースが中心となります。

特に男性は毎回定員の2～3倍ほどの申込みがあり結婚希望のニーズがいかにも多いが分ります。

当日は男・女3名づつ約10テーブルを設置し、事前に集約した参加者プロフィールをもとに自己紹介から始めます。

労福協役員がテーブルでの司会役を担当し、参加者が緊張する中でリラックスさせ、積極的な会話を通じ少しでも相手を理解してもらえよう進めております。

終盤になりますと、お互いの気に入った番号を集約し発表しますが、毎回この「カップル誕生」の時が会場にいる全員が一番緊張する瞬間です。

ちなみに去年は14組のカップルが誕生し、1組から結婚の報告があり記念品を贈呈しました。

長野地区労働者福祉協議会  
竹節



### あの店 この店 どんな店

全国丼グランプリ金賞受賞

## 和食処 みよし

第1回目は、今年で40周年を迎えた、小諸市の「和食処 みよし」を紹介いたします。落ち着いた雰囲気の内には、大小の集まりに使える座敷もあり、地元素材を

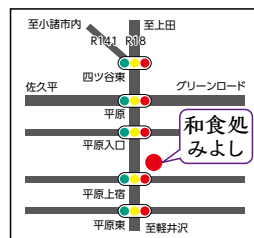


中心に厳選された食材を使ったおいしい料理の店との評判も高い。

看板メニューは、南佐久 小須田牧場、魚沼 桜井農場の安全な三元豚を使用した各種とんかつ。サクッと揚がったカツにレモンを絞り、塩で食するのが美味しい。また、小諸特産品の白土馬鈴薯を使った、お店オリジナルの「コモロック丼」は、全国丼連盟主催の「第1回全国丼グランプリ」において、全国1262店舗の中から、



ご当地丼部門で見事グランプリ(金賞)を受賞した秀逸の丼である。是非ご賞味願いたい。



### 和食処 みよし

小諸市平原1784-3 ☎0267-22-8371

休 店 日：月曜日、火曜日

営業時間：11:30～14:30 (LO14:00)

17:30～21:00 (LO20:00)

駐 車 場：あり

ホームページ：http://www.komoro-miyoshi.com

## リニューアル 記念クイズ

P3、4、5の下段にクイズがあります。3問の正解の記号を並べると、「□□□」になります。応えは必ず文章中にあります。クイズへの応募は、はがき、E-mailで受け付けています。

### 応募方法

- ①クイズの答え、②自宅住所(〒番号もお忘れなく!)、③氏名、④年代・性別、⑤所属団体または勤務先をご記入のうえ、下記までお送りください。この機関紙への感想や意見もお待ちしております。正解者の中から抽選で5名様に、QUOカード(1,000円分)を差し上げます。

はがきなら 〒380-8710 長野市立町978-2労働会館2F

E-mailなら n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://www.lsc-nagano.or.jp/

締め切り 2018年2月15日(木)当日消印有効

# 子の未婚は親の責任？

結婚相手紹介サービスの、親への訪問や電話勧誘にご注意ください



近年、未婚率が上昇し、晩婚化が進展していることを背景に、親に結婚相手紹介サービスの情報を提供したり、親が子の代理としてお見合いをしたりするなど、子の結婚に親が関与することのできる多種多様なサービスが、結婚相手紹介サービス業者から提供されています。しかし、全国の消費生活センター等には、親が関与する結婚相手紹介サービスに関するトラブルが複数寄せられています。特に、親に対し

て電話での勧誘や家庭への訪問を行い、それをきっかけに親や子に契約させる業者とのトラブルの割合が年々増加しており、2017年度は現時点で、親が関与する相談の約半分を占めています。事例のなかには「子が結婚しないのは親の責任」と訪問した業者に迫られたものや、「子に話すと反対するから内緒にするように」等、結婚の当事者である子にきちんと説明等をしないままに、契約をさせる業者とのトラブルもみられます。



## 具体的な事例相談

- ・母が業者から、当事者である子や周囲に契約を秘密にするようにと言われた
- ・クーリングオフを申し出たところ、返金はしないと言われた
- ・来年までに結婚させると勧誘され契約したが、誰も紹介されないので解約したい
- ・国内でお見合いしたがうまくいかず、海外のお見合いを勧められたが断りたい
- ・事前の説明無く、国際結婚の成婚料として突然約250万円の請求をされた



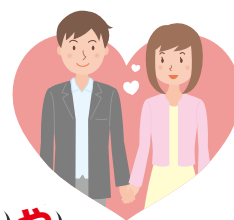
## 相談事例からみられる問題点

- ・子の結婚に関する親の不安をあおるなど問題のある勧誘が行われている
- ・契約をすれば、必ず子が結婚できるようなことを言われたり、約束どおりの紹介がされなかったりするケースがみられる
- ・クーリングオフをしても返金されなかったり、中途解約時の解約料が高額だったりする等、解約時の返金トラブルが多い
- ・事前の説明がないまま、国際結婚として突然多額の費用を請求されるケースがみられるなどの相談が寄せられています。



## 消費者へのアドバイス

- ・結婚相手紹介サービスの契約に親が関わる場合には、まずは結婚について子と十分に話し合い、サービス内容等を子とともに慎重に確認しましょう
- ・契約の内容について十分理解し、様々な情報を検討して業者を選びましょう（どんなサービスなのか、契約条件、解約条件、中途解約時の解約料について）
- ・断っているのに訪問や電話で執拗に勧誘をしてくる業者や、書面を交付しない業者等とは契約しないようにしましょう
- ・結婚相談紹介サービスは成婚を約束するものではないことを確認しましょう
- ・トラブルとなった場合等には、消費生活センターに相談しましょう



いやや  
188

(消費者庁)

もしも、トラブルに遭ったら、消費者ホットラインまで

# くらしなんでも 相談72



松本 陽  
司法書士



## 金銭トラブル

Q

私は一人暮らしですが、先日、自宅に突然A社の従業員で甲山と名乗る男性が訪れて、電解洗浄水生成器というものの営業を受けました。私は興味がなかったのですが、甲山があまりにも電解洗浄水生成器を勧める為、便利なものかもしれないと思い、10万円で購入してしまいました。ですが、実際には全く使えない器械であったため、何とかしたいです。

A

今回の売買契約は特定商取引法の訪問販売、消費者契約法の消費者契約に該当する可能性が高いです。販売業者であるA社が営業所以外の場所である自宅において、売買契約により商品を販売していますので訪問販売にあたり、ご相談者様もご自身の営業目的のために電解洗浄水生成器を購入したものではありませんので、クーリング・オフができる可能性が高いです。

クーリング・オフの具体的な手続きは、A社に対し配達証明付内容証明郵便にて送る方法が良いでしょう。

ただし、本件のような訪問販売であっても、次のようにクーリング・オフが利用できない場合もありますので注意が必要です。

- ①特定商取引法に定める書面を受領した日から8日を経過したとき。
- ②購入した商品が乗用自動車であるとき。
- ③購入した商品が消耗品であり、かつ、当該消耗品を使用・消費したとき。
- ④3000円未満の現金取引
- ⑤相当期間にわたり販売条件等の交渉が行われるのが通常の取引態様である商品の販売などがあります。また、通信販売により商品を購入した場合はクーリング・オフはできません。ご自身がした契約をクーリング・オフできるかどうか確認したい場合は、お早めにお近くの消費生活センターや弁護士・司法書士にご相談ください。

Q

私はパート勤務している主婦ですが、生活費に困り、夫に内緒で銀行のカードローンを利用しました。何とかならぬだろうと思い借りたのですが、中々返済ができず、幾つかの銀行から限度額いっぱいまで借りてしまい困っています。どうしたらいいのでしょうか？

A

平成22年に貸金業法が改正され、貸金業からの借入の場合は年収の3分の1までしか借りられない、いわゆる総量規制というものになりました。例えば年収300万円の方は100万円までしか借りられないということです。

しかし銀行等の金融機関は貸金業法の適用は受けられないため、銀行等のカードローンについてはこの総量規制はありません。ですので、最近では、カードローンによる借金のご相談が増えてきています。

何よりも一番はご主人に相談をすることであり、返済の方法を探ることや、場合によっては破産等の債務

整理も必要かもしれません。また、現在の借入については、利息制限法の適用利率により借りているため、過払い金ができることもありません。

各金融機関のカードローンには貸金業者が保証会社となっている場合が多く、返済が滞ると、金融機関は貸金業者から保証の履行として返済を受けます。その後は貸金業者が債権者となるため、前述の総量規制の潜脱とも言われています。

借入額が膨れ上がる前に、まずは親族への相談をし、返済に窮する場合は弁護士や司法書士に相談しましょう。

くらし・なんでも相談

# (ほっとダイヤル) 無料

お電話で  
無料相談

フリーダイヤル

**0120-39-6029**

ふくちゃん

一人でお悩んでないで、  
まずはご相談ください。

毎月第2土曜日【専門家】  
平日【相談アドバイザー】

相談時間  
**10:00~16:00**

※個人情報厳守いたします。安心してご相談ください。

弁護士

司法書士

社会保険  
労務士

相談したいけどなかなか話せない…。そんな悩みや不安を解決するために、相談アドバイザーや専門家に対応します。



ご家族で楽しむ

# 16個のまちがいはがし

応募締切り  
2月15日

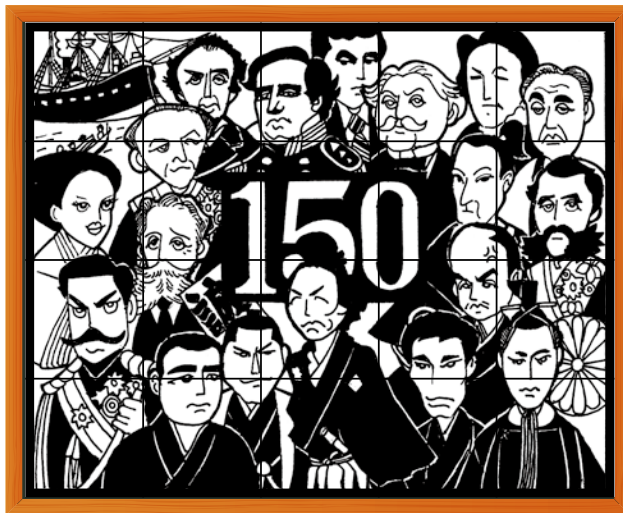


下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を16個探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。

1 2 3 4 5 1 2 3 4 5



A  
B  
C  
D



(画:ろうきん 西澤 修氏)

- いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。
- クイズの答え(16個) ●労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
  - 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先。

## ★プレゼントの応募方法

### その1 ホームページからのご応募

<http://www.lsc-nagano.or.jp/>



QRコードは  
こちら



長野県労福協のホームページ下の  
こちらのバナーからご応募ください。

### その2 FAXからのご応募

次のFAX番号からお申込みください  
FAX番号026(232)6672

### その3 官製はがきでのご応募

〒380-8710 長野市立町978-2 労済会館内  
一般社団法人 長野県労働者福祉協議会まで  
ご応募ください

## 前回の正解は

2017年11月15日第305号



当選者(5名・敬称略)

- 井口 宗土(上松町)
- 奥水 武士(佐久市)
- 川又 理恵(高山村)
- 伊藤 和代(塩尻市)
- 相澤 公司(下諏訪町)

正解者の中から抽選で10名の方に図書カード1,000円分、1名の方に図書カード5,000円分をプレゼント

## 日々是好日

明けましておめでとうございます。今年、戌年です。犬は私たち人間にとって太古の昔より、一番身近な動物です。わが家でも十四歳の犬を飼っており、もう家族の一員として、ご主人様より偉そうにしています。▼ところで「いぬ」と言っても、日本には三つの漢字があります。「犬」と「戌」と「狗」、どれがどういう意味かご存知ですか?なんとなくイメージとしては「犬」は普通の犬、「戌」はおめでたい犬、「狗」は妖怪などの感覚がありますが、語源は全く違います。▼「犬」とは、動物の犬を横から見た姿の象形漢字で、どの犬もこの「犬」という漢字に当てはめられます。「狗」は、右側のつくりの「句」に、「小さく丸くなる」という意味があるため、小犬を指す言葉ですが、一般的な意味の犬に使用しても大丈夫な漢字です。干支に使われる「戌」という漢字は「一印」と「戈(ほこ)」という漢字から成り立ち、もともと「穀物を収穫しまとめる」という意味で、動物の犬の意味ではありませんでした。十二支に加えられた時に当て字で、「いぬ」と読むようになったそうです。▼また、「戌は「滅びる」を意味する「滅」と語源が同じで、草木が枯れる状態を表しているという見方もありますが、実際は「まもる」「植物が育ち、花が咲き、実をつけ食べごろが過ぎた後、自分の実を落として、本体の木だけは守る」という意味で新たな意味や価値が、グッと成長することを示しています。▼本誌「ながの労福協」をリニューアルしました。さらに読みやすい機関誌に成長できるよう、読者の皆さんのお声をお寄せいただければ幸いです。本年も宜しくお願ひ致します。(雅)

